

【参考資料】

福祉医療費助成事業(高校生世代までの医療費無料化) について

7月26日の第5回定例記者発表でお伝えした通り、市は医療費無料化の対象を中学生世代(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)から高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)に拡大する方針を固めており、令和4年第3回定例会(9月2日開会)に関係条例の一部改正及び無料化拡大に伴うシステム改修や、福祉医療費受給資格者証の送付費用などの補正予算案1,596千円を上程しました。

本年度の令和5年1月診療分から、入院に係る医療費と入院中の食費に係る自己負担分を担当課窓口申請することで支給を始め、令和5年4月診療分からは、入院に係る医療費と入院中の食費に係る自己負担分に加え、通院に係る医療費も福祉医療費受給資格者証を医療機関で提示することで無料化とするものです。

なお、受給資格者証が交付となる方には令和5年2月以降にお知らせする予定です。

高校生世代の対象者は、約1,300人を見込んでいます。

問い合わせ先

- ・ 市民部国保年金課
- ・ 担 当：医療年金係
- ・ 電 話：027-382-1111
- ・ 内 線：1118